

野洲市省エネ家電買換補助金

※本事業は8月市議会で関連予算の議決が得られた場合に実施します。(可決予定日：令和8年9月30日)

省エネタイプのエアコン・冷蔵庫を買換えされた方を対象に、補助金を交付します。

【交付申請受付期間】

令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金)

※受付期間であっても、交付申請額が予算に達し次第、受付終了となります。

予算の範囲を超える日に複数の申請があった場合は、抽選により受け付ける交付申請を決定します。



【補助対象製品】以下のすべての条件を満たすもの

①エアコンまたは冷蔵庫

②最新の省エネ基準達成率が100%以上のもの

※省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp>) 等で事前にご確認ください。

③新品を買換えるの目的で購入したもの

④購入者が居住する市内の住宅に設置したもの

※事業所、店舗等との兼用住宅の場合は、居住用の部屋に設置したもののみ対象

⑤令和8年8月27日から令和9年2月26日までの間に購入し設置したもの

【補助対象者】以下のすべての条件を満たすもの

①野洲市に住民登録があり、野洲市内に居住していること

②市税の滞納がないこと

③本人及び本人の同居者等が暴力団員等に該当しないこと



【補助額】

対象経費（製品本体購入費）の1／2（上限3万円。千円未満切捨て。）

※1人につき、エアコンまたは冷蔵庫1台限り対象

※対象経費は、製品本体購入費（消費税除く）のみ。

※運搬費、設置及び撤去費、リサイクル料金は対象外。

※クーポン券やポイントで支払った額に相当する額を除く。

※国、県、市等から交付された補助金額や受領したポイントに相当する額を除く。

【申請方法】

「電子申請」又は「環境課窓口」で受付します。

※詳細は、裏面又は野洲市ホームページをご覧ください。

※申請受付は、令和8年10月1日～令和9年2月26日。



野洲市ホームページ

①電子申請 ※野洲市ホームページから申請ください。

<交付申請>

- ア. 野洲市省エネ家電買換補助金交付申請書兼実績報告書
- イ. 下記の添付書類一式

※ア、イを一緒に提出ください。



市から交付決定通知の送付



<補助金請求>

- ウ. 野洲市省エネ家電買換補助金交付請求書

※市からの交付決定後に提出ください。

②野洲市役所 環境課窓口 ※郵送不可

- ア. 野洲市省エネ家電買換補助金交付申請書兼実績報告書

- イ. 野洲市省エネ家電買換補助金交付請求書

- ウ. 下記の添付書類一式

※ア～ウを一緒にご提出ください。

※ア、イについては記入例をご確認いただき誤りのないようにご記入ください。

※ア、イの様式及び記入例は、市ホームページからダウンロードまたは環境課窓口でお受け取りください。

○窓口受付時間は、平日 9 時 00 分～16 時 45 分。

<添付書類> ※上記申請方法①②共通。交付申請時に提出ください

- ・ 販売店が発行する領収書、レシート又は明細書の写し
(補助対象製品の購入日、購入額、購入額内訳、製品名又は型番が記載されたもの)
- ・ 製造事業者が発行した保証書の写し
(補助対象製品の型番及び製造番号が記載されたもの)
- ・ 補助対象製品の設置状況と型番・製造番号が確認できる写真
- ・ 買換えであることが確認できる書類
(買換え前の製品の設置写真、家電リサイクル券の写し等)
- ・ 金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し (金融機関、口座番号、名義が分かるもの)
※補助金交付が決定された後に、補助金を振込します。
※補助金交付申請者本人名義のものに限ります。



その他詳細は、野洲市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ・提出先】

野洲市環境課 (平日 9:00～16:45)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL : 077-587-6003

FAX : 077-587-3834